

基安安発 0805 第 2 号

平成 27 年 8 月 5 日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

ロープ高所作業における危険の防止を図るための
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等について

標記については、平成 27 年 8 月 5 日付け基発 0805 第 1 号「ロープ高所作業における危険の防止を図るための労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」により通知したところであるが、関係団体に対して別紙のとおり通知したので、ご了知されるとともに、貴局内での事業場等に対する周知徹底に努められたい。

別添

基安安発 0805 第 3 号

平成 27 年 8 月 5 日

別紙 団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

ロープ高所作業における危険の防止を図るための
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等について

労働安全行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業による労働者の墜落・転落等の労働災害を防止するため、平成 27 年厚生労働省令第 129 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」等が平成 27 年 8 月 5 日に公布され、ライフラインの設置、十分な強度を有する損傷や変形等のないロープ等の使用や、労働者への特別教育の規定が新設されたところです。

つきましては、貴団体の傘下会員事業場等関係者に対する改正内容の周知を図られるとともに、本改正内容を踏まえたロープ高所作業による労働災害防止対策の推進を図っていただくよう、お願い申し上げます。

別添 1 労働安全衛生規則の一部を改正する省令 改め文および新旧対照条文

別添 2 安全衛生特別教育規程の一部を改正する件 改め文および新旧対照条文

別添 3 平成 27 年 8 月 5 日基発 0805 第 1 号「ロープ高所作業における危険の防止を図るための労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」

別添 4 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

なお、省令改正の詳細につきましては下記ホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html>

(別紙)

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 会長

一般社団法人 全国特定法面保護協会 会長

全国ガラス外装クリーニング協会連合会 会長

建設労務安全研究会 理事長

一般社団法人 全国建設業協会 会長

一般社団法人 日本建設業連合会 会長

建設業労働災害防止協会 会長

中央労働災害防止協会 会長

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要

平成27年8月公布、平成28年1月1日(2は平成28年7月1日)施行予定

1. 改正の趣旨

ロープで労働者の身体を保持し、ビルの外装清掃やのり面保護工事などを行ういわゆる「ロープ高所作業」については、ロープの結び目がほどける等により墜落した死亡災害が発生している。
ロープ高所作業における労働災害を防止するため、労働安全衛生規則の改正を行う。

2. 改正の概要

1. ロープ高所作業 ※ における危険の防止に係る規定の新設(主なもの)

(1) ライフラインの設置

事業者は、身体保持器具を取り付けるための「メインロープ」以外に、安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設けなければならない。

(2) メインロープなどの器具の強度など

- ・ 事業者は、メインロープ、ライフライン、緊結具、身体保持器具および接続器具は、十分な強度を有するものを使用しなければならない。
- ・ 事業者は、メインロープとライフラインは、それぞれ異なる堅固な支持物に、確実に緊結するなどの措置を講じなければならない。

(3) 調査・記録および作業計画

事業者は、あらかじめ、作業を行う場所の状況などを調査し、その結果を記録しなければならない。また、事業者は、調査の結果を踏まえて作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、当該作業計画に沿って作業を行わなければならない。

(4) 作業指揮者

事業者は、作業指揮者を定め、作業計画に基づく作業の指揮や、必要な措置が講じられているか否かの点検などを行わせなければならない。

2. ロープ高所作業従事者に対する特別教育の実施

事業者が、労働者をロープ高所作業に関する業務に就かせるときは、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。

3. 経過措置

ビルクリーニングの業務に関する作業またはのり面保護工事に関する作業以外の作業については、必要な墜落防止措置を講じた場合に限り、当分の間、1. (1)のライフラインの設置の義務は適用しない。

※ ロープ高所作業

高さが2メートル以上の作業床を設けることが困難なところで、いわゆるブランコなどの昇降器具(作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、このロープに労働者の身体を保持するための器具(身体保持器具)を取り付けたもので、労働者自らの操作により昇降するもの)によって身体を保持しつつ行う作業。